富士宮市小規模森林整備事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、富士宮市小規模森林整備事業費補助金交付要綱(令和6年3月29日副市長決裁。以下「要綱という。」)第5条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 植栽事業 要綱第2条第3号アに定める事業をいう。
 - (2) 下刈り事業 要綱第2条第3号イに定める事業をいう。
 - (3) 皆伐・択伐事業 要綱第2条第3号ウに定める事業をいう。
 - (4) 除伐事業 要綱第2条第3号エに定める事業をいう。
 - (5) 間伐事業 要綱第2条第3号オに定める事業をいう。
 - (6) 森林境界明確化事業 要綱第2条第3号カに定める事業をいう。

(補助の対象等の解釈)

- 第3条補助の対象等の解釈は、次に揚げる要件を満たすこととする。
 - (1) 要綱第 2 条第 1 号に規定する森林は、登記簿地目又は現況地目が 山林であるものをいう。
 - (2) 要綱第3条第2号の「国又は県の補助等」とは、おおむね次のア 及びイに掲げるものを言う。

ア森林経営計画が策定されていない土地であること。

イ森の力再生事業の事業予定地でないこと。

(補助の条件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に揚げる要件を満たさな ければならない。

- (1) 補助金交付決定のあった日の属する年度の2月の最終日までに事業が完了し実績報告書が提出できること
- (2) 補助金交付決定のあった日から5年間、森林として適正に管理する土地であること。
- (3) 過去5年間において本補助金の交付を受けていない土地であること。ただし、事業区分が異なる場合は除く。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の交付等)

- 第5条補助金は、補助金交付確定額を森林所有者に交付する。
- 2 補助金の算出の対象に、消費税額は含まないもとする。
- 3 補助金の算出に当たり、事業費は1,000円未満の端数が生じたと きは、当該端数は切り捨てるものとする。

(申請等の様式)

- 第6条 補助金の申請等に使用する様式は、規則に定めるものに変えて、 次の各号に定めるものを使用する。
 - (1) 小規模森林整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 収支予算書 (第2号様式)
 - (3) 申請手続委任状 (第3号様式)
 - (4) 補助金交付決定通知書(第4号様式)
 - (5) 補助事業実績報告書(第5号様式)
 - (6) 補助金交付確定通知書(第6号様式)
 - (7) 請求書(第7号様式)
 - (8) 補助金交付申請取下申出書(第8号様式)
 - (9) 補助金交付決定取消通知書(第9号様式)

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請前に市と事 前相談を行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、申請手続委任状(第3号様式) をもって、補助金交付手続を要綱第2条第4号に規定する林業事業者へ 委任することができる。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、小規模森林整備事業に着手する 30日前までに、小規模森林整備事業費補助金交付申請書(第1号様式) に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支予算書(第2号様式)
 - (2) 小規模森林整備事業を実施する場所が特定できる位置図
 - (3) 林業事業者が作成した小規模森林整備事業の見積書
 - (4) 森林法第10条の8に規定する、伐採及び伐採後の造林の届出書類。ただし、下刈り事業、除伐事業及び森林境界明確化事業を除く。
 - (5) 森林所有者と林業事業者との小規模森林整備事業に係る委託契約書 の写し
 - (6) 小規模森林整備事業を行う土地の登記事項証明書の写し

(実績報告)

- 第8条 実績報告書に添える書類は、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(第2号様式)
 - (2) 写真 (事業の着手前と完了が対比できるもの)
 - (3) 小規模森林整備事業の完了に伴った支払いを森林所有者が、林業事業者に対して行ったことを証明するもの(領収書等)

(辞退)

- 第9条 森林所有者は、次のいずれかに該当するときは、補助金交付申請 取下申出書(第8号様式)を提出するものとする。
 - (1) 交付決定のあった日の属する年度の2月の最終日までに補助事業実績報告が提出できないことが判明した場合
 - (2) その他、自己都合の理由により辞退する場合

2 市長は、前項の規定により補助金交付申請取下申出書(第8号様式) を受理した場合は、補助金の交付決定を取消すとともに、申請者に交付 決定取消通知書(様式9)を通知する。

附則

この要領は、決裁の日から施行し、令和6年度事業から適用する。